

# JAおうみ富士 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年7月1日から令和4年3月31日までの3年間

2. 内容

(1) 子育てを行う職員等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：育児休業をしている職員の職業能力の開発及び向上のための情報提供と受験対策

<対策>

- ・ 令和元年10月～資格取得のための研修会や通信教育等の受講案内及び受験情報の提供

目標2：子供が生まれる際の父親の休暇取得の促進

仕事と子育ての両立に対する正しい理解を促進するための情報提供を行う。

<対策>

- ・ 令和元年10月～男性も育児休業を取得できることを周知するため、育児休業や子の看護休暇における待遇や労働条件を職員全員に周知すること
- ・ 令和2年1月～育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施
- ・ 令和2年6月～職員のニーズの把握、検討開始

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3：所定外勤務時間の削減のための措置の実施

ノー残業デーを週2回設定及び実施

<対策>

- ・ 令和元年5月～ノー残業デーを周知し、実施を開始する(毎週火・木曜日)
- ・ 令和元年5月～時間外労働の現状を把握及び各所属長への時間外労働実績データの定期的な提供
- ・ 令和元年8月～社労士による時間外労働の上限等の全職員研修会の実施
- ・ 令和2年1月～部署毎の問題点や現状把握・個人面談等社労士の方との事業所訪問の実施